

第1章 事業概要

1.1. 背景と目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）の改正法が令和7年4月1日に施行された。この改正により、第1種木材関連事業者に対する合法性の確認等が義務付けられた。法律の円滑な運用に向けては、事業者が新たな義務に対し過度な負担なく効率的かつ確実に合法性の確認を行えるよう、具体的な国別・地域別の違法伐採関連情報を木材関連事業者へ周知する必要がある。

本事業は、施行された改正クリーンウッド法の実効性を確保し、合法伐採木材等の流通を推進することを目的とする。事業実施に当たっては、有識者等からなる専門委員会を設置・運営し、多角的な知見に基づいた助言を得るものとする。具体的には、輸入事業者のニーズが高い生産国における違法伐採関連情報の調査について検討・審議を行う。

これら専門的かつ現場の視点を踏まえた助言を事業に反映させることで、木材関連事業者への周知や普及啓発活動の効果を最大限に高め、同制度の着実な定着を目指す。

1.2. 実施内容

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を効率的に実施できるよう、「クリーンウッド・ナビ」に掲載するための木材生産国・地域における情報収集を行った。具体的には改正クリーンウッド法において義務化された第1種木材関連事業者（木材及び木材製品の輸入事業者等）の原材料情報の収集及び合法性の確認等について、原材料情報（証明書）の具体的な事例を収集することに焦点を当てた調査を実施した。

木材生産国においては、2020年～2024年の5年間に於いて我が国が輸入する木材及び木材製品の輸入量が多い上位10ヵ国の中から、米国及びカナダを対象とした（図 1-1）¹。なお、米国においては令和3年度、カナダにおいては令和4年度に委託調査が実施されていることから、更新点を中心に情報を収集した。

¹ <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>（財務省貿易統計から HS44 類の輸入額を抽出し作成）

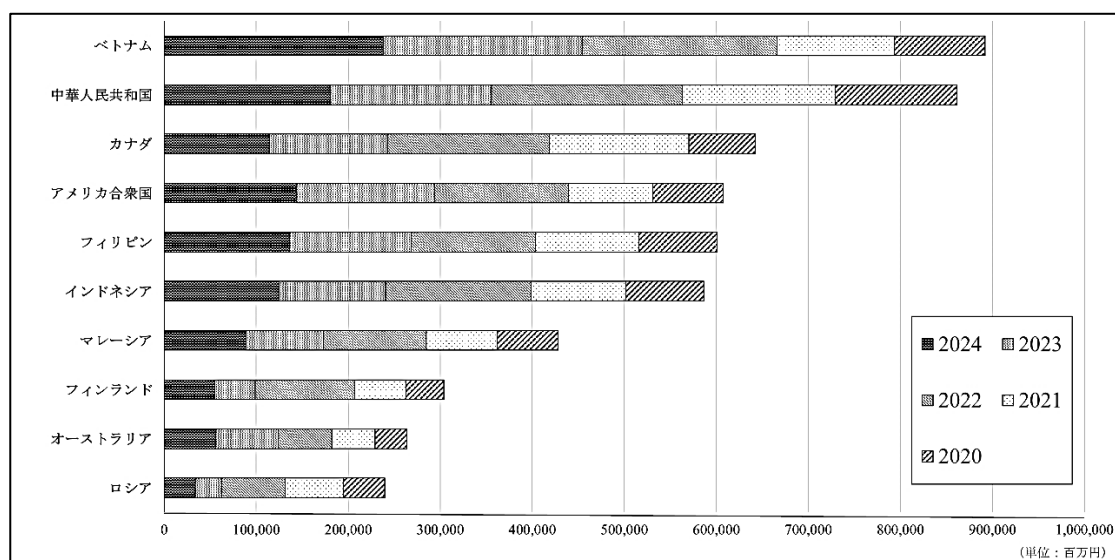


図 1-1 過去5年間（2000年から2024年）の日本の木材及び木材製品の輸入額

第2章 米国

過年度の事業報告書「令和3年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査」は、2022年2月までの木材の合法性に関する報告書である。本項では、2022年2月以降の新しい情報を対象として、米国における原材料情報（証明書等）に関する動向を整理する。本年度は、ワシントン州、オレゴン州に加え、ミシシッピ州の計3州を対象とした（図 2-1）。なお、ワシントン州及びオレゴン州は過年度に調査が行われているものの、原材料情報（証明書）に関する調査は実施されていなかった。

ワシントン州、オレゴン州及びミシシッピ州の選定理由は、2020～2024年の5年間ににおけるHS44類（木材及びその製品；木炭）の対日貿易輸出額の上位3州であり、対日輸出において一定の影響があると考えられることから、調査対象州として選定した（表 2-1）²。

表 2-1 2020～2024年のHS44類における対日輸出総額

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額(US\$)	総額に占める割合(%)
1	ワシントン	1,586,490,082	43
2	オレゴン	906,166,707	25
3	ミシシッピ	196,747,867	5
4	ノースカロライナ	163,953,683	4
5	ケンタッキー	98,551,650	3
6	フロリダ	93,228,636	3
7	カリフォルニア	74,660,922	2
8	ジョージア	54,103,677	1
9	バージニア	47,544,308	1
10	ウィスコンシン	46,737,256	1

² <https://usatrade.census.gov/index.php> から作成（2000～2024年までのHS44類の対日貿易輸出額から作成。なお、輸出額は通関時の輸出申告データに基づき、輸出品物の移動が始まった州（Origine of Movement）を基に計算される。）